世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
世田谷区立地区会館条例	世田谷区立地区会館条例
昭和54年9月29日条例第47号	昭和54年9月29日条例第47号
第1条~第4条 省略	第1条~第4条 省略
(使用の毛体等)	(信用の毛は笠)
(使用の手続等)	(使用の手続等)
	第5条 施設のうち、会議室、料理講習室、音楽室、体育室又は自転
	車等駐車場を使用しようとする者(体育室にあっては、別表第2に規
	定する区内在住者等を除く。)及び午後5時30分以降に大広間又は和
	室を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を
<u>する者</u> は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければなら	受けなければならない。
ない。	
	2 前項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者
	は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう
努めなければならない。	努めなければならない。
3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の	3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の
承認をしないものとする。	承認をしないものとする。
(1) 営利を目的とするとき(区長が相当の理由があると認めた場合	(1) 営利を目的とするとき(区長が相当の理由があると認めた場合
を除く。)。	を除く。)。
(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。	(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動	(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動
推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定す	推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定す
る暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴	る暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴
力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
(4) 管理上支障があるとき。	(4) 管理上支障があるとき。
4 区長は、第1項に規定する施設を使用しようとする者が、これま	4 区長は、第1項に規定する施設を使用しようとする者が、これま

改正後

|での使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の|での使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の| 承認をしないことができる。

- (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったと((1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったと き。
- (2) 使用料を納付していないとき。
- |しく違反したと区長が認めたとき。

第6条~第15条 省略

附 則(平成 年 月 日条例第 号)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日 から施行する。
 - (1) 第5条第1項の改正規定、別表第1の2の部世田谷区立代 田地区会館の項の次に次のように加える改正規定、別表第2に次 のように加える改正規定及び別表第3の2の部の改正規定(世田 谷区立梅丘地区会館の項の改正規定を除く。)並びに次項及び附 則第3項の規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 規則で定める日
- 前項第1号の規定にかかわらず、世田谷区立守山地区会館の公用 開始の日は、平成31年4月1日とする。
- 3 前項第2号の規定にかかわらず、世田谷区立梅丘地区会館の第1 会議室、第2会議室、第3会議室及び和室の公用開始の日は、区長が 別に定める。

別表第1(第2条、第3条関係)

2 北沢地域

名称	位置	施設名
----	----	-----

改正前

承認をしないことができる。

- (2) 使用料を納付していないとき。
- (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著 しく違反したと区長が認めたとき。

第6条~第15条 省略

別表第1(第2条、第3条関係)

2 北沢地域

<u></u> 名称	位置	施設名

	改正後	
世田谷区立代田南	東京都世田谷区代田一	会議室 大広間
地区会館	丁目21番11号	和室
世田谷区立代田地	東京都世田谷区代田四	大広間 和室
区会館	丁目14番3号	
世田谷区立守山地	東京都世田谷区代田六	会議室 多目的室
区会館	<u>丁目21番5号</u>	
世田谷区立梅丘地	東京都世田谷区梅丘一	会議室 大広間
区会館	丁目 6 1 番16号	和室
世田谷区立代沢東	東京都世田谷区代沢一	会議室 大広間
地区会館	丁目31番8号	和室
世田谷区立代沢地	東京都世田谷区代沢五	会議室 料理講習
区会館	丁目 8 番19号	室 大広間 和室
		卓球室
世田谷区立新代田	東京都世田谷区羽根木	音楽室 体育室
区民集会所	一丁目 6 番14号	
世田谷区立羽根木	東京都世田谷区羽根木	会議室
区民集会所	二丁目8番6号	
世田谷区立大原区	東京都世田谷区大原一	会議室
民集会所	丁目16番16号	
世田谷区立北沢二	東京都世田谷区北沢二	会議室
丁目区民集会所	丁目2番7号	
世田谷区立下北沢	東京都世田谷区北沢二	会議室
駅南口区民集会所	丁目12番10号	
世田谷区立下北沢	東京都世田谷区北沢二	会議室
区民集会所	丁目26番 6 号	
世田谷区立北沢地	東京都世田谷区北沢三	会議室 料理講習
区会館	丁目 3 番10号	室 大広間 和室
		卓球室

	改正前	
世田谷区立代田南	東京都世田谷区代田一	会議室 大広間
地区会館	丁目21番11号	和室
世田谷区立代田地	東京都世田谷区代田四	大広間 和室
区会館	丁目14番3号	
世田谷区立梅丘地	東京都世田谷区梅丘一	会議室 大広間
区会館	丁目 2 番18号	
世田谷区立代沢東	東京都世田谷区代沢一	会議室 大広間
地区会館	丁目31番 8 号	和室
世田谷区立代沢地	東京都世田谷区代沢五	会議室 料理講習
区会館	丁目 8 番19号	室 大広間 和室
		卓球室
世田谷区立新代田	東京都世田谷区羽根木	音楽室 体育室
区民集会所	一丁目 6 番14号	
世田谷区立羽根木	東京都世田谷区羽根木	会議室
区民集会所	二丁目8番6号	
世田谷区立大原区	東京都世田谷区大原一	会議室
民集会所	丁目16番16号	
世田谷区立北沢二	東京都世田谷区北沢二	会議室
丁目区民集会所	丁目2番7号	
世田谷区立下北沢	東京都世田谷区北沢二	会議室
駅南口区民集会所	丁目12番10号	
世田谷区立下北沢	東京都世田谷区北沢二	会議室
区民集会所	丁目26番 6 号	
世田谷区立北沢地	東京都世田谷区北沢三	会議室 料理講習
区会館	丁目 3 番10号	室 大広間 和室
		卓球室

	改正後					
	世田谷区立北沢南	東京都世田谷区北沢三	会議室			
	区民集会所	丁目25番8号				
	世田谷区立北沢区	東京都世田谷区北沢四	会議室			
	民集会所	丁目24番22号				
	世田谷区立松原地	東京都世田谷区松原五	会議室	大広間		
	区会館	丁目17番6号	和室			
	世田谷区立六所橋	東京都世田谷区赤堤二	会議室			
	区民集会所	丁目10番13号				
	世田谷区立松沢区	東京都世田谷区赤堤五	会議室	体育室		
	民集会所	丁目31番5号				
	世田谷区立桜上水	東京都世田谷区桜上水	会議室	大広間		
	南地区会館	三丁目4番11号	和室			
ᇜᆿ	主笑 2 / 笑 4 夕 _ 笑 Γ 夕 悶 戊 \					

別表第2(第4条、第5条関係)

	施設名	施設名 使用することができる者			
	会議室	次の要件を満たす団体	(以下「区民等の団		
	料理講習室	体」という。)			
	音楽室	(1) 構成員の2分	の1以上が区内に		
		住所を有すること(施設	との使用状況に余裕		
		があると区長が認めた。	ときは、構成員の2		
		分の1以上が区内に住り	所、勤務先又は通学		
		先を有すること。)。			
		(2) 構成員の総数が5人以上であること。			
	体育室	区内に住所、勤務先若し	ノくは通学先を有す		
		る者(以下「区内在住者等」という			
		は区民等の団体			
	大広間	午後5時まで	区内に住所を有		

	改正前		
世田谷区立北沢南	東京都世田谷区北沢三	会議室	
区民集会所	丁目25番 8 号		
世田谷区立北沢区	東京都世田谷区北沢四	会議室	
民集会所	丁目24番22号		
世田谷区立松原地	東京都世田谷区松原五	会議室	大広間
区会館	丁目17番 6 号	和室	
世田谷区立六所橋	東京都世田谷区赤堤二	会議室	
区民集会所	丁目10番13号		
世田谷区立松沢区	東京都世田谷区赤堤五	会議室	体育室
民集会所	丁目31番 5 号		
世田谷区立桜上水	東京都世田谷区桜上水	会議室	大広間
南地区会館	三丁目 4 番11号	和室	

別表第2(第4条、第5条関係)

- · · · · · · ·			
使用することか	ができる者		
次の要件を満たす団体((以下「区民等の団		
体」という。)			
(1) 構成員の2分	の1以上が区内に		
住所を有すること(施設	の使用状況に余裕		
があると区長が認めたる	ときは、構成員の2		
分の1以上が区内に住所	所、勤務先又は通学		
先を有すること。)。			
(2) 構成員の総数が	5人以上であるこ		
と。			
区内に住所、勤務先若し	くは通学先を有す		
る者(以下「区内在住者等」という。) 5			
は区民等の団体			
午後5時まで	区内に住所を有		
	次の要件を満たす団体(体」という。) (1) 構成員の2分住所を有すること(施設があると区長が認めたる分の1以上が区内に住所先を有すること。)。(2) 構成員の総数がと。 区内に住所、勤務先若しる者(以下「区内在住者は区民等の団体		

改正後					
和室	する者				
	午後5時30分以降	区民等の団体			
読書室	区内在住者等				
卓球室					
自転車等駐車場					
多目的室	午後6時まで	区内に住所を有す			
		<u>る者</u>			
	午後6時以降	区民等の団体			

改止前				
和室		する者		
	午後5時30分以降	区民等の団体		
読書室	区内在住者等			
卓球室				
自転車等駐車場				

別表第3(第8条関係)

2 北沢地域

Ī			午前	午後A	午後B	夕方	夜間
			午前 9	午後 0	午後3	午後 5	午後8
			時から	時30分	時から	時30分	時から
			正午ま	から午	午後 5	から午	午後10
			で	後 2 時	時まで	後7時	時まで
				30分ま		30分ま	(世田
				で		で	<u>谷区立</u>
	名称	施設の					守山地
	口彻	種別					区会館
							の会議
							<u>室にあ</u>
							っては、
							午後8
							<u>時から</u>
							午後 9
							時30

別表第3(第8条関係)

2 北沢地域

		午前	午後A	午後B	夕方	夜間
		午前 9	午後 0	午後 3	午後 5	午後8
		時から	時30分	時から	時30分	時から
		正午ま	から午	午後 5	から午	午後10
		で	後 2 時	時まで	後7時	時まで
			30分ま		30分ま	
			で		で	
 名称	施設の					
חיים	種別					

			改正後			
						分まで)
世田谷 区立代	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円
田南地 区会館	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	大広間				200円	200円
区立代 田地区 会館	和室				200円	200円
<u>世田谷</u> 区立守	第1 <u>会</u> 議室	1,260円	840円	840円	840円	630円
<u>山地区</u> 会館	<u>第 2 会</u> 議室	1,260円	<u>840円</u>	<u>840円</u>	<u>840円</u>	630円
	第 3 <u>会</u> 議室	810円	540円	540円	540円	400円
	<u>第 4 会</u> 議室	810円	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	400円
	<u>多目的</u> 室				午後 6 時 後 9 時ま 用につき <u>円</u>	での使
世田谷	第1会	300円	200円	200円	200円	200円
区立梅 <u>丘地区</u> 会館	<u>議室</u> 第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円

			改正前			
世田谷 区立代	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円
田南地 区会館	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	大広間				200円	200円
区立代 田地区 会館	和室				200円	200円
世田谷	会議室	810円	540円	540円	540円	540円
区立梅 丘地区 会館						

			改正後			
	議室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立代	議室					
沢東地	第2会	1,260円	840円	840円	840円	840円
区会館	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立代	議室					
沢地区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
会館	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	第4会	810円	540円	540円	540円	540円
	議室					
	料理講	300円	200円	200円	200円	200円
	習室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
区立新	体育室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
代田区						
民集会						

	大広間				200円	200円
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立代	議室					
沢東地	第2会	1,260円	840円	840円	840円	840円
区会館	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立代	議室					
沢地区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
会館	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	第4会	810円	540円	540円	540円	540円
	議室					
	料理講	300円	200円	200円	200円	200円
	習室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
区立新	体育室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
代田区						
民集会						

改正前

			改正後			
所						
世田谷	第1会	300円	200円	200円	200円	200円
区立羽	議室					
根木区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
民集会	議室					
所						
世田谷	第1会	300円	200円	200円	200円	200円
区立大	議室					
原区民	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
集会所	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立下	議室					
北沢区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
民集会	議室					
所	第3会	810円	540円	540円	540円	540円
	議室					
	第4会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	第5会	300円	200円	200円	200円	200円
43	議室					
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立北	議室					
沢地区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
会館	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					

			改正前			
所						
世田谷	第1会	300円	200円	200円	200円	200円
区立羽	議室					
根木区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
民集会 所	議室					
世田谷	第1会	300円	200円	200円	200円	200円
区立大	議室					
原区民	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
集会所	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立下	議室					
北沢区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
民集会	議室					
所	第3会	810円	540円	540円	540円	540円
	議室					
	第4会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	第5会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立北	議室					
沢地区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
会館	議室					
	第3会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					

			改正後			
	第 4 会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第 5 会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講 習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷 区立北	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円
沢南区 民集会 所	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷 区立北	第1会 議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
沢区民 集会所	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷 区立松	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円
原地区 会館	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷 区立六	第1会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
所橋区 民集会	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円

			改正前			
	第4会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	第5会	300円	200円	200円	200円	200円
	議室					
	料理講	300円	200円	200円	200円	200円
	習室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立北	議室					
沢南区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
民集会	議室					
所						
世田谷	第1会	1,260円	840円	840円	840円	840円
区立北	議室					
沢区民	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
集会所	議室					
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立松	議室					
原地区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
会館	議室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷	第1会	300円	200円	200円	200円	200円
区立六	議室					
所橋区	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
民集会	議室					

			改正後							改正前			
所	第 3 会 議室	300円	200円	200円	200円	200円	所	第3会 議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷	会議室	300円	200円	200円	200円	200円	世田谷	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
区立松	体育室	1,260円	840円	840円	840円	840円	区立松	体育室	1,260円	840円	840円	840円	840円
沢区民							沢区民						
集会所							集会所						
世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円	世田谷	第1会	810円	540円	540円	540円	540円
区立桜	議室						区立桜	議室					
上水南	第2会	300円	200円	200円	200円	200円	上水南	第2会	300円	200円	200円	200円	200円
地区会	議室						地区会	議室					
館	大広間				200円	200円	館	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円		和室				200円	200円
別表第4	(第8条	関係)省略					別表第4(第	第8条関係	系)省略		•	•	